



三重県公報

令和8年6月5日 (金)
 第 725 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
39	三重県中小企業等支援資金貸付規則の一部を改正する規則	(中小企業・サービス産業振興課)	2
公 告			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	2
	土地改良区清算人の就任の届出	(同)	2
	土地改良事業の工事の完了	(同)	2
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	3
	同件	(同)	3
	屋外広告物講習会の実施	(都市政策課)	3
特定調達公告			
	随意契約の相手方を決定した旨	(児童相談支援課)	4
	同件	(警察本部)	5

規 則

三重県中小企業等支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年六月五日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三十九号

三重県中小企業等支援資金貸付規則の一部を改正する規則

三重県中小企業等支援資金貸付規則（昭和三十八年三重県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号を次のように改める。

二 受託中小振興計画承認グループ事業

別表第二中「年一・〇〇パーセント」を「年一・三五パーセント」に、同表備考第十四号中「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に、改正前の三重県中小企業等支援資金貸付規則の規定により貸し付けられた資金であつて、この規則の施行の日において償還が完了していないものの償還その他の当該資金に係る行為については、なお従前による。

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 8 年 6 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

雲出揚溝土地改良区（津市雲出本郷町 1388-1）

退任理事

津市雲出伊倉津町 88 番地 2

和 田 茂

就任理事

津市雲出伊倉津町 2195 番地

中 西 修

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出がありました。

令和 8 年 6 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

度会町土地改良区（度会郡度会町棚橋 1215 番地 1）

就任清算人

度会郡度会町麻加江 836 番地 1

中 村 忠 彦

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和 8 年 6 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

事 業 名	地 区 名	工事完了年月日
農地中間管理機構関連農地整備事業	仁田地区	令和 7 年 3 月 10 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 12 月 16 日に終了した旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 6 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量及び路線測量）
- 2 作業地域
員弁郡東員町大字北大社

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 12 月 5 日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 6 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
松阪市出間町

三重県屋外広告物条例（昭和 41 年三重県条例第 45 号）第 25 条第 1 項の規定により、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し、必要な知識を修得することを目的とし、屋外広告物講習会を次のとおり実施します。

本講習会の修了者は、屋外広告業者が各営業所に設置しなければならない「業務主任者」になることができます。

令和 8 年 6 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 実施期日、時間及び実施場所
 - (1) 実施期日及び時間
令和 8 年 8 月 19 日（水）9 時 30 分から 16 時まで ※ 9 時受付開始
 - (2) 実施場所
津市栄町一丁目 954 番地
三重県栄町庁舎 51 会議室
- 2 講習科目
 - (1) 屋外広告物に関する法令
 - (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
 - (3) 屋外広告物の施工に関する事項
- 3 受講定員 35 人
- 4 受講申込書の受付期間、配布場所及び提出書類
 - (1) 受付期間
令和 8 年 6 月 5 日（金）から同年 7 月 17 日（金）まで
定員になり次第、受付を締め切らせていただきます。
 - (2) 配布場所
三重県県土整備部都市政策課のホームページからダウンロードすることができます。
ホームページアドレス（<https://www.pref.mie.lg.jp/KEIMACHI/HP/64114007095.htm>）又は「三重県 屋外広告物」で検索してください。
また、三重県県土整備部都市政策課で配布しています。
 - (3) 提出書類
 - ア 屋外広告物講習会受講申込書（第 15 号様式）
（受講申込書には、三重県収入証紙による講習手数料及び写真（縦 4 cm×横 3 cm、無帽、正面、上三分身及び無背景で申込前 6 月以内に撮影したもの。カラー・白黒は問いません。）を貼付してください。）
 - イ 講習科目の一部免除を受けようとする者は、資格を証する書類

5 申込方法

次のいずれかの方法で、申し込んでください。

(1) 書面による申込み

以下に掲げる所属に、郵送（信書便）により提出してください。

〒514-8570 津市広明町 13 番地

三重県 県土整備部都市政策課 景観・屋外広告班

封筒に「屋外広告物講習会受講申込書在中」と記載してください。令和8年7月17日（金）までの消印のあるものを有効とします。

(2) 三重県電子申請・届出システムによる申込み

三重県電子申請・届出システムにログインし、画面の項目に従って漏れなく入力等してください。

6 講習手数料 一科目につき 2,000 円

※ 講習科目の一部免除者は 4,000 円、それ以外の方は 6,000 円となります。

※ 書面による申し込みの場合は、三重県収入証紙で納付してください。

※ 三重県電子申請・届出システムによる申込みの場合は、同システムの受理通知を確認後、ご本人名義、勤務先名義、勤務先代表者名義のいずれかのクレジットカードにより納付してください。（1 回払いのみ、決済手数料は県負担。V i s a ・ M a s t e r c a r d ・ J C B ・ A m e r i c a n E x p r e s s ・ D i n e r s C l u b に対応しています。）

※ 納付された手数料は返還しません。

7 テキスト

必須テキスト：「屋外広告の知識」全 3 巻（持参）

第 1 巻：法令編（第五次改訂版）

第 2 巻：デザイン編（第四次改訂版）

第 3 巻：設計・施工編（第四次改訂版）

※ 必須テキストがない方は受講できませんのでご注意願います。

参考テキスト：「広告景観 屋外広告の知識 デザイン編 事例集」（持参）

※ 参考テキストの購入は必須ではありませんが、参考テキストに記載されている事例を講義中に取り扱う場合があります。

テキスト購入希望者は、直接「株式会社ぎょうせい」へお申込みください。

8 講習科目の一部免除

次のいずれかに該当する方は、「屋外広告物の施工に関する事項」の講習科目の受講を免除します。受講申込書に、下記の資格を証する書類を添付してください。

(1) 建築士の資格を有する者 免許証の写し又は建築士登録証明書

(2) 電気工事士の資格を有する者 電気工事士免状の写し

(3) 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者 電気主任技術者免状の写し

(4) 帆布製品製造取付けに係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者 免許証、合格証書又は修了証書の写し

9 問い合わせ先

三重県県土整備部都市政策課（電話 059-224-2748）

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 8 年 6 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 特定役務の名称 人工知能（A I）を活用した児童虐待対応支援システムサービス

2 担 当 部 局 三重県津市広明町 13 番地

三重県子ども・福祉部児童相談支援課

- | | | |
|---|--------------|---|
| 3 | 契約の相手方を決定した日 | 令和8年3月26日 |
| 4 | 契約の相手方 | 神奈川県川崎市高津区坂戸 3-2-1 かながわサイエンスパーク西棟 713A号室
株式会社A i C A N 代表取締役 高岡 昂太 |
| 5 | 契約金額 | 30,228,000円（うち消費税及び地方消費税 2,748,000円） |
| 6 | 決定手続 | 随意契約 |
| 7 | 随意契約の理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当 |

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年6月5日

三重県警察本部長 谷 井 義 正

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 交通安全施設管理システム改修及び保守業務委託 |
| 2 | 担当部局 | 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課調達係 |
| 3 | 契約の相手方を決定した日 | 令和8年5月1日 |
| 4 | 契約の相手方 | 愛知県名古屋市中区錦 1-5-13 オリックス名古屋錦ビル11階
株式会社インフォマティクス名古屋営業所
所長 山田 恭嗣 |
| 5 | 契約金額 | 51,986,000円（うち消費税及び地方消費税 4,726,000円） |
| 6 | 決定手続 | 随意契約 |
| 7 | 随意契約の理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当 |

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
